

第11次苫前町交通安全計画

(令和5年度～令和9年度)

令和5年5月

苫 前 町

ま え が き

苫前町における交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の制定に基づき、昭和46年度以降、これまでに10次にわたる苫前町交通安全計画を策定し、国、道、市町村、関係民間団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきた。

その結果、交通安全対策は着実な進展を続けており、本町の交通事故発生件数も確実に減少傾向を示している。

これは、国、道、市町村、関係民間団体のみならず町民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられる。

しかしながら、広く近年の状況をみると、交通事故件数は依然として高い水準で推移しており、今や事故そのものを減少させることが求められている。

交通事故の防止は、国、道、市町村、関係民間団体だけでなく、町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を積極的に推進していかなければならない。

この苫前町交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和5年度から令和9年度までの5年間に講ずべき道路交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
第2章	道路交通の安全	2
第1節	道路交通事故の現状と交通安全対策の今後の方向	3
1	道路交通事故の現状	3
(1)	道路交通事故のすう勢及び特徴	3
(2)	道路交通事故の推移	3
2	道路交通安全対策の今後の方向	4
第2節	道路交通の安全に際し講じようとする施策	5
1	道路交通環境の整備	5
(1)	交通安全施策等の整備	5
(2)	交通規制の合理化	6
(3)	駐車対策の推進	6
(4)	道路使用の適正化	6
2	交通安全思想の普及徹底	6
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	7
(2)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	9
(3)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等	10
3	安全運転の確保	11
4	車両の安全性の確保	11
5	道路交通秩序の維持	11
6	救急・救助体制の整備	11
7	被害者支援の推進と充実	12
(1)	交通事故被害者支援の充実強化	12
(2)	無保険（無共済）車両対策の徹底	12
8	冬道における交通安全の確保	12
(1)	冬道の道路交通環境の整備	12
(2)	除排雪の促進	12
(3)	安全運転の確保	13
第3章	施策の運用にあたって配慮する事項	14
1	総合的な運用	14
2	効果的な運用	14
3	弾力的な運用	14
4	交通安全施設の設置及び安全を確保するための交通規制の方策	14
(1)	交通安全施設	14
(2)	交通規制	14
5	町民協力の確保	14

第1章 計画の基本的な考え方

本町における交通安全のための施策を講ずるにあたっては、人命尊重の理念の下、死傷事故根絶の究極の目標を目指す立場に立って、交通環境の整備と町民一人ひとりの安全意識の高揚を図っていくことを基本として、経済社会情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に応じた安全施策を講じていく必要がある。

このような観点から、交通社会を構成する人間、車両等の交通機関及びそれらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、交通事故の科学的な調査・分析や、施策評価などにより施策を策定し、かつ、これを町民の理解と協力の下、官民一体となって強力に推進する。

1 人間に対する安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転する人の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、指導取締の強化、運転・運行管理の改善、労働条件の適正化等を図り、かつ、歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図るものとする。

また、交通社会に参加する町民一人ひとりが自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させる。

更に町民自らの意識改革のためには、町民が身近な地域や団体において交通安全に関する各種活動に直接かかわったりしていくことなど、安全で安心な交通社会の形成に積極的に関与していくような仕組みづくりが必要である。

2 交通機関が原因となる事故の防止対策

最新技術の導入による道路交通の安全性を高めるとともに交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、社会的要求に十分対応した交通安全対策を講ずる必要がある。

3 交通環境に係る安全対策

機能分担された道路網の整備、交通安全施設の整備、交通管理システム・交通規制の効果的な利用を目指し、また、混合交通に起因する接触の危険を排除する施策を充実させるものとする。

特に、道路交通においては、通学路、生活道路においては歩道の整備を積極的に実施するなど、人優先の交通安全対策の更なる推進を図ることが重要である。

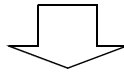
以上の三つの要素の考え方のもとに有効適切な交通安全対策を講ずるには、その基礎として交通事故原因の総合的な研究調査及び交通の安全に関する各種施設の整備強化を図るとともに、交通事故が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるため、各種救済体制の確保、措置に万全をつくすよう努めるものとする。

交通の安全に関する施策は、このように多方面にわたっているが、相互に密接な関連を有することから、有機的に連携させ、総合的かつ効果的に実施することにする。

第2章 道路交通の安全

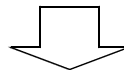
1 道路交通事故のない社会を目指して

- ・人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指す。
- ・今後は、死傷者数の一層の減少に取りむことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。



2 道路交通の安全についての目標

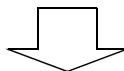
- ・死傷者数を確実に減少させる。



3 道路交通の安全についての施策

< 3つの視点 >

- ① 少子高齢化社会への対応
- ② 歩行者の安全確保
- ③ 町民自らの意識改革



< 8つの柱 >

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の推進と充実
- ⑧ 冬道における交通安全の確保

第1節 道路交通事故の現状と交通安全対策の今後の方向

1 道路交通事故の現状

(1) 道路交通事故のすう勢及び特徴

近年の社会情勢は、安全で快適な生活環境の確保、地球環境の保全、少子化と高齢化の進行、国際化の進展、情報技術の高度化、過疎化の進行と地方都市における中心市街地の空洞化、住民生活や経済活動の24時間化等が相まって、ますます複雑化・多様化が進行している。

道内における道路交通環境は、道路の新設や高速（高規格）自動車道路の延伸等の整備が着実に進められ年々改善されている。また、都市間距離が長く、鉄道輸送等の公共交通手段が少ない道内においては、今後も自動車による移動や輸送に大きく依存することが見込まれる。

このことから人間の過失に基づく交通事故発生をいかに減少させるか、車両や道路交通システムに関する技術革新が望まれるが、当分の間、道路交通を取り巻く情勢は依然として厳しいものと予想される。

道内における近年の交通死亡事故の発生状況をみると、その特徴は次のとおりである。

- ① 65歳以上の高齢者の死者数が高水準で推移しており、全死者数の5割以上を占めている。このうち、高齢者の歩行中の死者数は大きく減少しており、夕暮れ時や夜間の安全運転や歩行中の反射材利用などを呼び掛けたことが効果を上げたとみている。
- ② 死者状況別では、自動車乗車中が最も多く、このうちシートベルトを着用していれば助かった可能性が高い事故も多くあり、シートベルト着用の取組が課題となっている。
- ③ 死者数は過去最少だったものの事故発生件数は増加しており、重大な事故の可能性のある飲酒運転等減少しているが無くなっていない。

(2) 道路交通事故の推移

北海道の交通事故による24時間死者数は、昭和46年に889人を数えたが、昭和47年以降着実に減少に向かい、昭和52年には475人とピーク時の半数近くまで減少した。その後、増加傾向に転じ、平成2年には715人に達したが、翌年から再び減少傾向に転じ、平成15年には391人となり、昭和46年当時の半減以下となった。また、平成26年の死者数は169人となり、第9次北海道交通安全計画の目標を1年前倒しで達成できた。

近年、死傷者数と交通事故件数については、平成12年をピークに減少傾向にあり、平成29年の発生件数は1万815件、死傷者数は1万2,821人となり、ピーク時の半数以下に減少し、また、新型コロナウイルスの影響で減少したものの再び増加し依然高い状態で推移している。

本町における交通事故は、過去10年間で観ると発生件数は年間6件以下、死者数は1人以下、負傷者数は平成29年の1人が最小であり、その年々ではばらつきがみられる。

今後においても交通事故のない社会を目指し、更なる交通安全運動の展開が求められているところである。

※交通事故の年次別推移（太字は最大値）

区分 年次	苫 前 町			留萌管内合計			北 海 道		
	発生	死者	傷者	発生	死者	傷者	発 生	死 者	傷 者
平成25年	6	1	11	69	4	94	13,722	184	16,247
平成26年	3	0	3	46	0	64	12,274	169	14,571
平成27年	3	0	7	23	3	30	11,123	177	13,117
平成28年	3	0	6	37	3	46	11,329	158	13,498
平成29年	2	1	1	30	5	31	10,815	148	12,673
平成30年	2	0	8	39	5	49	9,931	141	11,494
令和 1年	3	0	4	43	5	48	9,595	152	11,046
令和 2年	2	0	2	25	0	25	7,898	144	9,043
令和 3年	3	1	2	17	2	22	8,304	120	9,598
令和 4年	4	0	4	38	1	44	8,457	115	9,785

2 道路交通安全対策の今後の方向

量的質的に変化している道路交通環境を背景とした厳しい道路交通状況に的確に対処していくためには、人命尊重の理念に立つことはもちろんのこと、交通事故がもたらす社会的・経済的損失をも勘案し、交通事故のない安全な交通社会実現を理想として社会経済情勢の変化を踏まえつつ、交通事故の実態に十分対応した交通安全対策を積極的に推進する必要がある。

交通安全対策の推進にあたっては、事故防止対策の充実による事故発生の抑制、被害軽減対策の充実による死者数及び重傷者数の抑制並びに事故発生後の被害者等の負担の軽減を図ることが重要である。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、効果的な対策への改善を図るとともに、町民参加型社会の進展、高齢化、高度情報化等の社会情勢の変化に対応した施策の展開を図り、高齢者、身体障害者等の交通弱者や交通事故被害者等の立場に留意するとともに、積雪寒冷地である本町の冬期間の交通安全の確保にも十分に配慮する必要がある。このような観点から関係機関・団体の緊密な連携の下に総合的かつ計画的に推進するものとする。

第2節 道路交通の安全に際し講じようとする施策

交通安全対策の実施に当たっては、交通安全対策基本法を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化に対応し、また、実際に発生した交通事故に対する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな施策を推進することが重要である。

このような観点から、①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急活動の充実、⑦被害者支援の充実と推進、⑧冬道における交通安全の確保といった8つの柱により交通安全の施策を実施するものとする。

また、経済社会情勢や交通事情の変化を踏まえ、施策の実施に当たっては、特に次のような3つの視点を重視して推進を図っていくべきである。

- ①少子高齢化への対応、②歩行者の安全確保、③町民自らの意識改革

1 道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

① 交通安全施設等整備事業の推進

少子高齢化が一層進展する中で、子供を事故から守り、高齢者や障がい者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成を図る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境整備の強化を図っていくものとする。

ア 信号機の設置、改良工事等の促進

道路の幅員、交通量等を勘案して交通事故の発生が予想されるような危険性が高い場所に信号機の新設を推進するとともに、町道における危険箇所での改良工事の促進を図る。

イ 歩道の設置、改良工事等の促進及び横断施設の整備

歩行者の交通事故を防止するため、市街地及び歩行者の多い道路には、できる限り歩道を設置するよう努めるとともに、設置済みの歩道においては、危険ヶ所の改善や交通弱者（車椅子利用者等）に対応した歩道整備に向け改良工事の促進を図る。

また、事故発生率の高いことを勘案して横断歩道の設置等の整備を図る。

ウ 防護柵、道路照明、道路標識の整備

道路の構造、交通の状況等を勘案して、交通の安全を確保するため必要な箇所に防護柵、道路照明、道路標識の整備を図る。

エ 通学路等の整備

通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、緊急安全点検結果を踏まえ、道路交通実態に

応じ、学校、教育委員会、警察、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

② 道路の改良による歩道等の整備

一般町道の改良にあたっては、交通安全施設の整備に重点をおき、歩道造成、道路照明等の整備に努める。

(2) 交通規制の合理化

交通安全を確保するため、次により効果的な交通規制が実施されるよう努める。

ア 日常生活に密着した道路の果たしている社会的機能、及び道路の構造等交通環境に応じた合理的な交通規制を行うよう努める。

特に、幅員の狭い道路、及び通学通路等については、駐車禁止、速度制限等、歩行者及び自転車利用者の保護に重点をおいた推進を図る。

イ 市街地における交通事故の防止を図るため、関係機関と協議のうえ、駐車禁止、速度制限、車種別規制等の各種の交通規制を総合的に推進する。

(3) 駐車対策の推進

路上における無秩序な駐車を排除し、安全で円滑な道路交通を確保するため、駐車禁止場所の拡大、片側駐車規制を実施するなど、交通の状況や地区の特性に応じた合理的な駐車規制を実施する。

(4) 道路使用の適正化

ア 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事、その他各種イベント等のための道路の使用及び占用の許可については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用をは図るとともに許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

なお、下水道工事等の道路の掘削を伴うものについては、指導監督を強化し、工事に伴う事故の防止を図る。

イ 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件については、強力な指導取り締まりを関係機関に要請するとともに、不法占用の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行う。

ウ 自転車利用環境の総合的整備

環境保護や健康保持のために環境にやさしい移動手段としての自転車の役割と位置づけを明確にし、自転車を歩行者・自動車と並ぶ交通手段として、安全かつ円滑に利用できる総合的な自転車利用環境の整備の促進を図る。

2 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成するため、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習として推進する必要がある。

このため、幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的に交通安全教育を行うとともに、高齢者に対する交通安全教育を強力に推進する。

特に自転車利用者については、安全利用に関する指導を強化するとともに、改正道路交通法（令和5年4月1日施行）の一部改正による全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されるなど、新しい通行ルールを習得させるべく機会があるごとに講習指導の実施に努める。

交通安全教育・普及啓発活動の推進については、北海道、町、警察、学校、関係団体及び家庭が相互に連携を図り、地域ぐるみの活動として取り組むものとし、町民が交通安全の重要性を十分認識し、安全な交通行動を実践できるよう、必要な情報の提供、参加・体験・実践型の講習の実施、民間の指導者や教職員等の指導力の向上及び教材等の充実に努める。

家庭においては、子ども、父母、祖父母等家族が日常会話の中で、各世代が交通安全について互いに注意を呼びかけ合うことにより、交通安全は家庭からという意識の高揚を図ることが重要である。このため、関係機関・団体等が一体となって交通安全思想の普及徹底に努める。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達状態に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とする。このため、幼児の特性等を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、幼児に影響力の大きい保護者に対しても、日常生活の中で繰り返し交通ルール等を教えることの重要性について認識を深める必要がある。

認定こども園においては、家庭及び関係機関と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて、交通安全教育の効果的、計画的かつ継続的に行うため、紙芝居や視聴覚教材等を活用した分かりやすい指導に努めるとともに、教職員の指導力の向上及び効果的な教材等の整備（活用）を図る。

また、保護者と一緒になった幼児交通安全こぐまクラブにおける交通安全講習会等の活動の強化を図る。

イ 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の事情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、

道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。このため、児童の学年に応じた手法により、歩行者の心得や自転車の正しい乗り方について指導する。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、道徳、学級活動、児童会活動、学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間帯を中心に、学校教育活動全体を通じて歩行者としての心得、自転車の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性について重点的に交通安全教育を実施する。

その教育活動の一環として、平成18年より小学6年生児童全員を「交通安全指導委員」として委嘱し、自らが模範となって交通ルールを遵守するとともに、下級生に対する交通安全指導や家庭内における交通安全の話題の中心となってもらう等、交通安全意識の高揚を図る活動を実施しており、当活動が永年に亘り継続するよう協力する。

ウ 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりを持って自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できる心を育てることを目標とする。このため、中学生の関心及び理解力を踏まえた手法により交通安全教育を行うとともに、自主的に技能及び知識を習得する意識を高めるよう配慮する。

中学校においては、小学校における交通安全教育に加え、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等についても重点的に交通安全教育を実施する。

エ 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、自動車等の運転免許を取得することが可能な年齢に達することから、交通社会人の一員として責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とする。このため、高校生の道路の通行態様に関連した交通事故統計や身近な交通事故事例等を用いるなど、高校生の関心や理解力を踏まえた交通安全教育を行う。

オ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人に対する交通安全教育の充実に努める。

免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技術、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応

じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行うものとする。

また、社会人を対象とした学級・講座等における交通安全教育の促進を図る等、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体による実践活動を促進する。

カ 高齢者等に対する交通安全教育

高齢化の進展に伴い、本町においても高齢者等に対する交通安全教育を強く推進する必要がある。

加齢に伴う身体機能の変化が、歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に通行するために必要な実践的スキル及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

このため、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の利用等指導体制の充実に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進するものとする。また、関係機関、団体等が連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動・各種の催し等の多様な機会を利用した交通安全教育を実施するものとする。特に、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等が地域ぐるみで行われるように努めるものとする。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、夜光反射材の活用等交通安全用品の普及に努めるものとする。

また、障害者については、福祉活動の場を利用し、交通安全についての知識や教育を推進し、車社会の中で安全に対応できるよう努める。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに町民自身の交通安全意識を高めるために効果的な交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の運動重点としては、高齢者、子ども等の交通弱者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、スピードダウン、シートベルト及びチャイルドシートの全席着用の徹底、夜間（特に薄暮時）における交通安全、自転車の安全利用の促進等の事項を設定する。

また、運動の実施にあたっては、事前に運動の趣旨、実施機関、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、町民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。

イ シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底等

自動車に乗車中の死亡事故は、シートベルト非着用者の割合が高いことな

どを踏まえ、シートベルトとチャイルドシートの必要性と効果について広く理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。

このため、北海道、近隣市町村、関係機関・団体との協力のもと、あらゆる機会・媒体を通して積極的に普及啓発活動を展開するものとする。

ウ 交通安全に関する広報の推進

町民一人ひとりが交通の安全に対する関心と意識を高めるために、家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや各種パンフレット等を積極的に利用して、季節や時間帯等の事故原因や対応方法についての継続的な広報啓発等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、若年運転者の無謀運転の防止、飲酒運転の追放等を図る。

また、交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向けパンフレット等の積極的な活用、町内会等を通じた家庭に浸透するきめ細やかな広報の充実に努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、暴走運転、無謀運転、飲酒運転等を追放する。

エ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発などの飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類販売店、酒類提供飲食店と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という町民の規範意識の確立を図る。

オ その他の普及啓発活動の推進

薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態、危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。また、高齢者を始めとする各年齢層の歩行者が、ドライバーから視認性の高い服装を着用し、反射材を活用する気運の醸成を図るとともに、自転車灯火の点灯の徹底及び自転車の側面等への反射器材の取付けを促進するなど、夜間事故の防止を図る。さらに、薄暮時における自動車の前照灯の早期点灯を促す。

(3) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸事業に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進するとともに、団体相互間の連絡協力体制の強化を図り、町民挙げての交通安全運動の展開を推進する。

特に、本町の交通安全活動の中核となっている交通安全推進協議会、交通安全協会、交通安全指導員会の組織の充実強化を引き続き促進するとともに、活動の活性化を図る。

また、交通安全は住民の安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るため交通安全総点検等住民が積極的に参加できるような仕組みをつくり、行政と町民の連携による交通安全対策を推進する。

3 安全運転の確保

交通安全社会を構築するためには、運転者の能力や資質の向上を図る必要がある。このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとするものまでを含めた運転者教育の充実に努める。

また、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策を推進する。

4 車両の安全性の確保

本町の自動車保有台数は平成29年度末で2,735台、令和3年度末で1,686台で1,049台減少するなど減少傾向にあり、一世帯当たりの保有台数は約1.7台から約1.1台となっている。

自動車使用者の保守管理意識を高揚し、点検整備の励行を図るため、関係者の協力のもと「自動車点検整備推進運動」を展開するなど、自動車使用者による保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自転車の安全な利用を確保するため、学校や関係団体との連携の下に、自転車の安全利用に関する教育として、交通安全青空教室やダミー人形を使用した講習会等、特に児童・生徒を対象に自転車の正しい利用についての教育を推進するとともに、街頭指導等において、自転車の整備指導や夜光反射材等の配布を行い、指導啓発を図る。

5 道路交通秩序の維持

交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りに協力する。

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りに協力する。

6 救急・救助体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の充実を図る。

交通事故による負傷者の救命効果を向上させるためには、心臓停止後3～4分以内に心臓マッサージを含む心肺蘇生法の応急手当を行うことが効果的であり、事故現場に居合わせた関係者等により、負傷者に対する迅速かつ適切な応急手当等が一般的に行われるようにする必要がある。このため、北留萌消防組合が主体となって、心肺蘇生法を含めた応急手当の知識・実技の普及を図るため、指導資

料の配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日や救急医療週間等の機会を通じてパンフレット等を配布する等、普及啓発活動を積極的に推進する。

7 被害者支援の充実と推進

(1) 交通事故被害者支援の充実強化

交通事故被害者は交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法等の下、交通被害者のための施策を総合的に推進する。

また、近年、自転車加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償保険への加入を促進する。

更に、地域における交通事故相談活動を充実するため、北海道交通事故相談所が実施する巡回相談について、町広報誌などを活用し、広く町民に周知徹底するとともに、円滑、公正な運営を図るため、関係援護機関・団体との連絡協力を促進する。

(2) 無保険（無共済）車両対策の徹底

原動機付自転車、二輪の軽自動車（総排気量250cc以下）等検査対象外の車両を中心として、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ・掛け忘れに注意が必要であることを広報活動を通じて一般に周知し、無保険（無共済）車両の運行防止を徹底する。

8 冬道における交通安全の確保

(1) 冬道の道路交通環境の整備

積雪寒冷地域及び特別豪雪地帯に指定され、ほぼ半年間が「冬」による影響を受けている本町にとっては、冬道の道路交通環境の整備を図ることは重要な課題であり、冬期における交通事故の防止、歩行者等の安全、市街地の交通の確保、自動車交通の円滑化等各種対策を推進し、良好な生活環境の保持を図る。

冬期における安全かつ円滑な交通を確保するため、堆雪スペースの確保、冬期歩道空間の確保や雪山解消等のための流雪溝の適正維持管理、また、吹き溜まり、雪崩、視程障害等にもなう交通事故発生未然防止を図るための防雪柵の整備を図る。さらに国道における自発光式矢羽根等による大型視線誘導標等の設置を関係機関に要請する。

(2) 除排雪の促進

冬期における安全かつ円滑な交通を確保するため、道路除雪を適正に実施するとともに、除雪区間、範囲の拡大等により、冬期交通の安全を図る。

また、市街地においては、適切な排雪の実施に努め道路機能の維持を図る。

歩道の除雪については、歩道の構造、占用物件等の障害、歩道専用除雪機の問題等があり、当面は地域住民の協力のもとに、除排雪の促進に努める。

(3) 安全運転の確保

技術革新によりスタッドレスタイヤの性能は年々向上しているものの、依然、冬道における交通事故の危険性は高いままである。

このことから公安委員会による指定自動車教習所コースを使用した「冬道安全運転技能講習会」の奨励、冬道の交通安全についてのパンフレットを配布する等、普及啓発活動を積極的に推進する。

第3章 施策の運用にあたって配慮すべき事項

この計画に定める交通安全施策については、次のような方針に基づき運用するよう配慮する。

1 総合的な運用

本交通安全計画に定める施策は多方面にわたっているが、これらの施策は相互に密接な関係があるので、有機的な関連を保ちながら総合的に運用するよう努める。

2 効果的な運用

計画に定める施策の実施方法については、交通事故の発生要因を充分勘案し、最も効果的な事故防止対策が実施されるよう配慮するものとする。

3 弾力的な運用

交通量、交通の流れ等の交通事情の変化に対応して、常に交通の安全が確保されるよう対策の点検と改善に努める。

4 交通安全施設の設置及び安全を確保するための交通規制の方策

(1) 交通安全施設

ア 歩道の設置

人、車の混合交通を解消することによって安全を確保するための歩道設置については、通学・通園路を優先として推進する。

イ 横断施設の設置

安全な道路の横断を確保するため、交通事情を考慮した信号機の設置や横断歩道の設置を推進する。

(2) 交通規制

交通規制については、公安委員会の権限に属する事柄であるが、これらの実施にあたっては、関係機関と協議のうえ、合理的な規制が行われるよう推進する。

5 町民協力の確保

本計画に定める施策の実施にあたっては、町民の理解と協力を得るよう努めるとともに、その意見を施策に反映させることにより、町民が一体となって交通安全に寄与できるよう配慮するものとする。